

児玉求議員に対し 議員辞職を勧告

9月14日の本会議において、「児玉求議員に対する議員辞職賛成議員：白水勝元議員）が出され、審議しました。議長及び除斥対象となる児玉求議員を除く12名による採決

「勧告決議案」についての動議（提出議員：猪谷繁幸議員、の結果、賛成多数で可決され、辞職勧告を決議しました。

討論

反対

- 原野 敏彦 議員
1期生ということで色々勉強されながら議員として活動して来られたのだと思う。刑事事件を起こしたわけでもなく、来年4月の改選もある。そのような中で辞職を勧告するというのは、ちょっと厳しいのではないかと思う。
- 世利 孝志 議員
1期生ということで勉強不足もあるが、議会を無視したということではない。これだけ議会で拒否されたという事について、本人も重く受け止めていると思うので、辞職勧告というよりも、指導という形で良いのではないかと思う。

賛成

- 田ノ上 真 議員
議論を交わして町政に貢献していくということである以上、意見の相違は大いに結構なことだと思っている。しかし、ルールと制度にのっとり議会の運営しているので、何でも言いたい放題というわけにはいかない。1年生といっても、もう4年目で素人ではない。今に至ってこの辞職勧告決議が出るというのは、むしろ遅かったのではないかと思う。
- 松山 力弥 議員
同じ佐谷区の同僚としてできる限りのことを教えてきたが、全くその甲斐なくこのような事になっている。過去に退場の動議が出され、退場になったが一向に更生しない。先輩方が作ってきたこの須恵町議会の品位を落としている。

辞職勧告決議とは？

議員などの辞職を勧めることを内容とし、議会として意思表示することをいいます。議会としての意思決定に過ぎないため、法的拘束力はありません。

動議とは？

会議の進行または手続きに関し、議員から議会(委員から委員会)に対してなされる提議であり、議会または委員会の議決を得るべきもの

決議文は下記のとおりです。(原文のまま)

児玉求議員に対する議員辞職勧告決議

表題の件、以下の事由により児玉求議員に対し議員辞職を勧告する。

記

(理由)

平成30年9月10日の第3回定例会一般質問において、児玉求議員は、議長の注意に従わず、逆に食ってかかる態度を示し、町長の答弁で既に回答のあった事項についても質問を繰り返す、議会運営委員会において、既に質問を却下された質問案を、報告と称して述べようとするなど、議会の成立させるルールを顧みない振る舞いは、議会軽視も甚だしいものがある。

児玉議員の身勝手な振る舞いは今回に限ったことではなく、当選以来、毎回の本会議で繰り返されてきたものであり、議長、同僚議員の注意も効果はなく、回を重ねてきた。議会のルールを守れない議員に、これ以上、議会議員を続けさせることは困難と言わざるを得ない。

よって児玉求議員は、自らの意思で議員を辞職するよう勧告する。

以上決議する。

平成30年9月14日
須恵町議会

児玉求議員の9月定例会での主な問題行動

- 決算審査特別委員会において、しばしば声を荒げ自説を主張した。
- 文教厚生委員会において、委員長の注意に従わず声を荒げ発言停止処分を受けた。
- 調査と称し、事前の連絡もなく休日の中学校に押しかけ、たまたま出勤していた教諭に無理を通し、校舎内に入った。これは、議員の権力行使として非常識であり、社会人としても非礼極まりない行為である。
- 執行部に対する資料請求を議長の許可なく強要し、即日回答文書を求めた。これは、執行部の業務を停滞させる行為であり、議員は慎まなければならない。

児玉求議員の弁明

非常に残念であり、私としては辞職勧告される理由はない。

どの議員よりも町民のために頑張ってきたという自負がある。

勉強不足はあるが、今後も町民のために、選ばれた議員として邁進し活動していく。